

認知症と損害賠償

認知症の人の家族の損害賠償責任の考え方



保険研究部 取締役研究理事 松澤 登
matuzawa@nli-research.co.jp

※本稿は 2019 年 11 月 19 日発行「基礎研レポート」を
加筆・修正したものである。

1——はじめに

厚生労働省の資料によれば、2020 年の認知症の人の数は 600 万人を超える、2025 年には約 700 万人になるものと推計されている¹。この数は日本の人口の約 5% を占めるものであり、家族に認知症の人がいるというのは別段、珍しいことではなくなっている。

ところで認知症の人の介護は俗に 24 時間 365 日といわれ、在宅のまま介護を行う場合には、デイサービス施設を利用するとしても、介護者の負担は決して軽いものではない。認知症の人の家族に限ったわけではないが、介護のために家族が仕事を続けられなくなる介護離職が、社会問題になって久しい。

特に、徘徊癖のある認知症の人の介護では、突然所在不明となって家族が探すこととなるため、服や持ち物に連絡先を書いたり、GPSをつけたり、家から出るときにアラームがなるような装置をつけたりといった対策を行うこととなる。

徘徊癖があるといつても、認知症の人は（その人が思う本来の）家に帰るという意識で、（実際の）家から外出するなどしており、認知症の人にとっては当たり前の行動を取っているとのことである。行方不明の間の家族の不安はいくばくかと推測するが、本人の行き先はもちろんのこととして、事故にでもあっていないかという不安もある。

本稿ではジェロントロジー研究の一環として、マスコミでも大きく報道された、いわゆる JR 東海事件を取り上げる。認知症の人にかかる人の賠償責任がどのように判断されたか、そしてどのような問題が残っているのかを、できるだけ平易に解説を行うこととした²。

本件では大企業である JR 東海と個人という関係であるので、直感的に JR 東海が損失を負担すべきではないかという考えに傾きがちだと思われる。しかし、この問題の難しさは、個人対個人と

¹ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-000012401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000076554.pdf> 参照。

² 文献は多数あるが、ウェブで閲覧できるものとして、吉村良一「監督義務者責任（民法 714 条）の再検討」（立命館法学 2016 年 5・6 号）、田口文夫「責任無能力者の加害行為と監督義務者の責任」（専修大学法学研究所紀要(2018-02-28)）など。

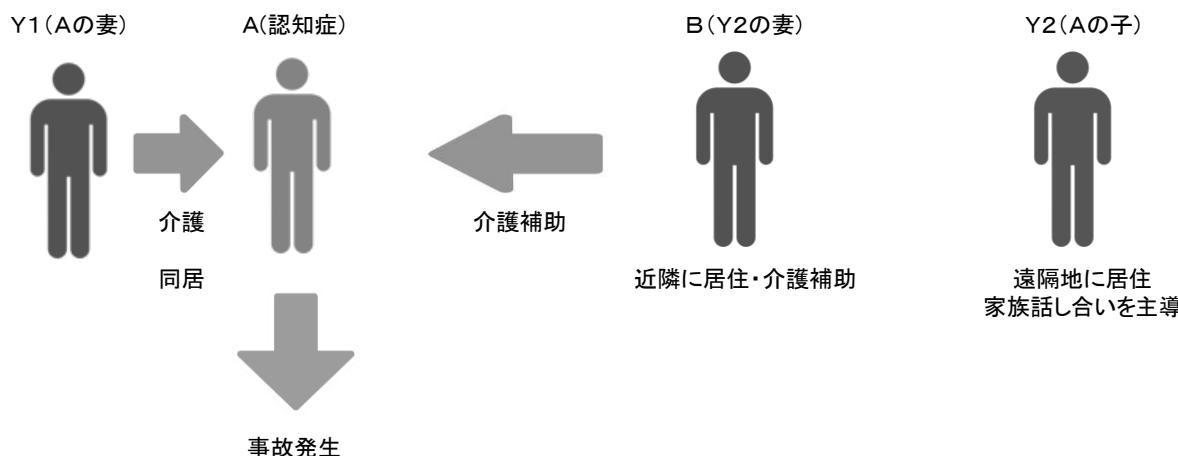
いう関係であっても、原則として同じロジックで問題が判断されるべきものであるため、判断には合理性・公平性が求められるところにある。

2—事実の概要と若干の前提

1 | 事実の概要

読者の理解のため事案を簡略化して、以下解説を行う。認知症であるAは、その妻であるY1(要介護1と認定されている)と自宅兼事務所で同居していた。また子³であるY2が主導した家族の話し合いの結果として、Y2の妻Bが自宅のそばに居住して、Y1とともにAの介護に当たっていた。Aは過去2回ほど行方不明となつたことがあったため、自宅の玄関には無断外出防止のためのチャイムのセンサーが設置されていた。また、事務所の出入り口にも、来客を知らせるためのチャイムをならすセンサーが設置されていた。事務所の出入り口のセンサーは、Aが頻繁に入り出すためにスイッチを切っていた。AはY1と事務所で二人きりのとき、Y1がまどろんでいる間に家から外出した。Aは自宅そばの駅の隣の駅で、線路に降りたところを電車にはねられて死亡した(図表1)。

【図表1】



JR東海(以下、本稿において原告という)は、Y1およびY2に対して、認知症であるAの線路立ち入りを防止できず、事故を発生させたことについての義務違反を主張して、列車遅延等にかかる損害の賠償を求めて提訴した。結論を先に言えば、一审、二審は原告の主張をある程度まで認めましたが、最高裁はY1・Y2の賠償責任を否定した。

2 | 民法の考え方と原告の主張

一般に、損害を生じさせた者が賠償責任を負うこととなる法的な根拠は、不法行為責任である(民法第709条)⁴。賠償責任義務を負う者は、自己の行為の責任を理解(弁識)する能力が必要とされる。そのため、認知症等により自己の行為の責任を理解することができない人は、賠償責任を負わない

³ Y2のほかにも子がいるが、地裁で損害賠償責任が否定され、控訴審以降は争っていないことから本文では触れないこととする。

⁴ 別に、契約関係にある場合の債務不履行による賠償責任(民法第415条)もあるが本件とは関係が無い。

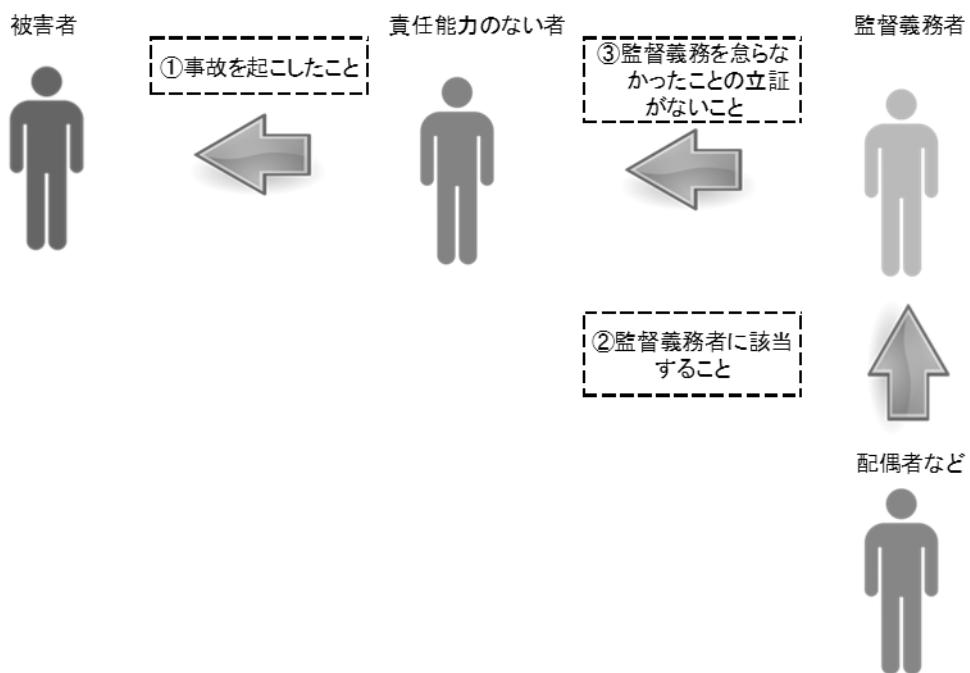
(民法第 712 条、第 713 条)。

このように認知症の人など、実際の事故を起こした者が責任を負わない場合には、(a)認知症の人の法定の監督義務者が、監督義務違反として賠償責任を負う(本稿では、民法第 714 条の監督義務責任という)。ただし、監督義務者が監督を怠らなかつたときや、監督義務を怠らなかつたとしても損害が発生した場合には、賠償責任を負わない。また、(b)実際に認知症の介護にあたる人などが、認知症の人が事故を起こすことを具体的に予見できたのに、回避することを怠つた場合には、介護にあたる人の不法行為として損害賠償の責任を負う(本稿では、民法第 709 条の回避義務責任という)と解されている⁵⁶。

具体的に、原告としては、以下の二つの主張立証を行うこととなる。

- (a) まず原告は民法第 714 条に照らして、①責任能力の無い者 A が事故を起こしたこと、および②Y 1・Y 2 が、責任能力のない A の法定の監督義務者に該当することを、主張立証すべきことになる。この①②の主張・立証が行われたときには、被告である Y 1・Y 2 から、Y 1・Y 2 が監督義務を怠らなかつた(あるいは監督義務を尽くしても結果は発生した)との主張立証を行うこととなる。③監督義務を怠らなかつたこと等が否定されると、Y 1・Y 2 に民法第 714 条の監督義務責任として損害賠償義務が生ずる(構造として図表 2 参照)。

【図表2】民法第 714 条の構造



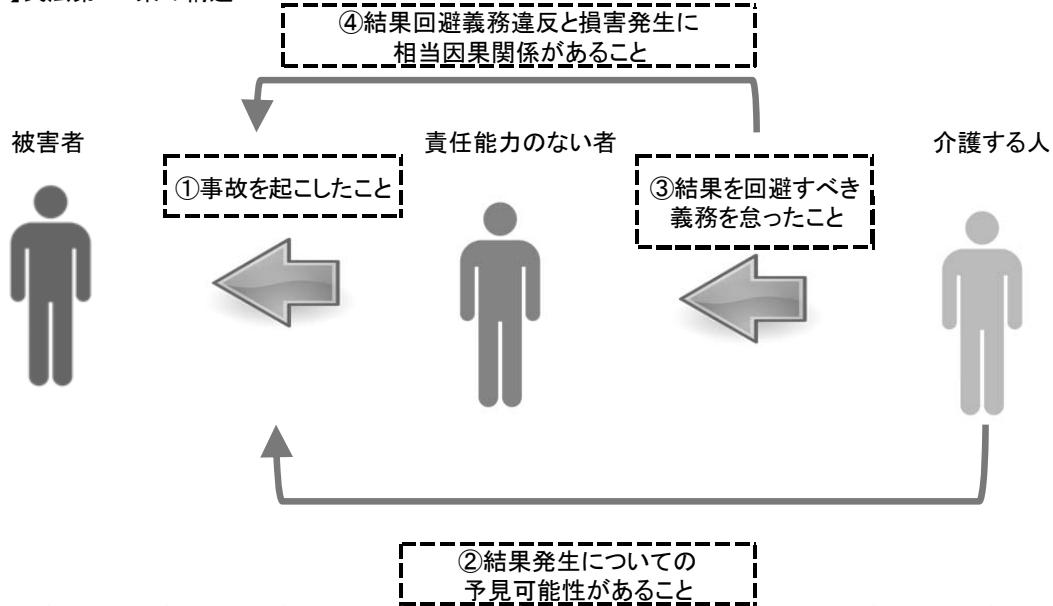
- (b) また、原告が、民法第 709 条に照らして、①責任能力の無い者 A が事故を起こしたこと、②Y 1・Y 2 が A の介護をするにあたり、A が第三者に損害を与えるという結果発生を予

⁵ 未成年のケースであるが、民法第 709 条の回避義務責任を問題とするものとして、最判平成 18 年 2 月 24 日 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail2?id=62625 を参照。

⁶ 地裁では原告が A 本人の不法行為責任があり、その責任を遺族が相続したとの主張もあったが、地裁で A の責任能力が否定され不法行為責任も否定されたため、この点については本文では触れない。

見できたこと、③結果発生を回避すべき義務を怠ったこと、および④結果回避義務違反と損害発生に相当因果関係があることを主張立証すると、Y1・Y2は民法第709条の回避義務責任として損害賠償義務を負う（構造として、図表3参照）。

【図表3】民法第709条の構造



この二つの主張の関係については議論がある。詳細は省略するが、(a)の主張は責任能力のない人の監督義務者の義務違反を主張するものであり、民法の条文の構造からして、本来の主張の方法と思われる。本条でいう監督義務は、一般に包括的抽象的な意味での義務（親が子に対するような生活全般に関わる監督義務）と解されている⁷。そして、一旦、監督義務者とされると、監督義務者からは義務違反がなかったと立証することは通常は困難である。そこで、介護に当たっていた各被告が、そもそも法定の監督義務者に該当するのかどうかということが大きな論点となる。次項で地裁から最高裁までの判決を紹介するが、この点について注目してお読みいただきたい。

一方、(b)の主張は、一般的な不法行為責任（結果の回避義務違反）を問うものである。こちらは実際に発生した事故が予見できたことを前提とする、個別具体的な義務とされている。そのため、責任能力の無い人が、他者に損害を与えたという結果について、その結果発生の可能性について、実際に介護にあたっていた人が具体的に予見できたのかという問題が肝となる。この点にも注目していただきたい。

3——裁判所の判断

1 | 地裁の判断

第一審の名古屋地方裁判所判決（平成25年8月9日、判例時報2202号68頁）では、Y1（妻）に結果の予見可能性があるとして上述(b)の民法第709条の回避義務責任を認め、Y2（子）は監督義

⁷ 吉村良一「不法行為法（第5版）」（有斐閣2017年）p203参照。

務者に準ずるものとして、上述(a)の民法第714条の監督義務責任があるとした⁸（図表4）。

【図表4】

	民法第714条の監督義務者か	民法第709条の予見可能性があつたか
Y1(配偶者)	監督義務者ではない	予見可能性あり⇒(b)の責任有り
Y2(子)	監督義務者に準ずる⇒(a)の責任有り	(判断せず)

Y1については、Aには外出癖があり、外部へ開放された事務所にAと一緒にいたのであるから、Aが外出すれば何らかの事故を起こすおそれがあることを、予見したというべきである。Y1がまどろんでAから眼を離してしまったことに、注意義務違反（結果の回避義務違反）があるとして、(b)の民法第709条の回避義務責任を認めた。

また、Y2については家族の話し合いを主導したこと、Aの重要な財産の処分や方針を決定する立場がAから引き継がれていること、および玄関にチャイムセンサーを設置したこと等に照らして、法定の監督義務者に準ずるものとした。その上で、事務所出入り口のセンサーを切っていたことや、ヘルパーを頼まなかつたことに監督義務違反があるとして、(a)の民法第714条の監督義務責任を認めた。

地裁判決はY1に民法第709条の回避義務責任を認めたが、2度ほど行方不明となつたとの事実があり、外出するおそれがあったというだけで、鉄道事故発生の具体的な予見可能性があつたとする点で、Y1には酷でないかと思われ、後に高裁で否定されている。また、Y2に対しては、介護体制の構築を主導したとはいえ、実際に同居も介護もしていないのに、法定の監督義務者に準ずると認定するのは、実態に沿つた判断であるかどうか議論のあるところと思われる。

2 | 高裁の判断

第二審の名古屋高等裁判所判決（平成26年4月24日）⁹では、第一審と異なり、Y1に監督義務者として、上述(a)民法第714条の監督義務責任を認めた一方で、Y2には(a)(b)いずれの責任も認めなかつた（図表5）。

【図表5】

	民法第714条の監督義務者か	民法第709条の予見可能性があつたか
Y1(配偶者)	監督義務者である⇒(a)の責任有り	予見可能性なし
Y2(子)	監督義務者ではない	予見可能性なし

高裁は、Y1はAの配偶者であり、Aの保護者（保護者制度については「4－検討」で後述）であるとともに、民法上の相互扶助義務（第752条）があることから、夫婦としての協力扶助義務が期待できないような特段の事由がない限り、法定の監督義務者に該当するとした。そのうえで事務

⁸ なお、地裁判決は本人であるAには弁識能力はなかつたとして、Aの不法行為責任を否定している。

⁹ http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=84175 参照。

所出入り口のセンサーを切っていたことなどから、監督義務を尽くしたとは言えないとして、(a)の民法第714条の監督義務責任を認めた。

他方、Y2は成年後見人に選任されたことも無く、補助的に介護を行っていたに過ぎないため、監督義務者とはいえないとして、民法第714条の監督義務責任を否定した。

また、上述(b)の民法第709条の回避義務責任を、Y1・Y2ともに認めなかつた。Aが過去に電車に乗ろうとしたり、線路に入り込んだりしたようなことがなかつたというような点を踏まえて、具体的な予見可能性はないものとして責任を否定した。

高裁は、法定監督義務者とする根拠として、保護者としての義務や夫婦の協力扶助義務を挙げているが、後述の通り、この判断は最高裁で否定されている。

3 | 最高裁の判断

最高裁第三小法廷判決(平成28年3月1日)¹⁰は、最終的に、Y1・Y2のいずれの責任も否定して、原告のすべての請求を退けた(図表6)。

【図表6】

	民法第714条の監督義務者か	民法第709条の予見可能性があつたか
Y1(配偶者)	監督義務者ではない	予見可能性なし
Y2(子)	監督義務者ではない	予見可能性なし

最高裁は(a)の民法第714条の監督義務責任のみを検討しているが、Y1について、保護者であるということのみを以て、直ちに監督義務者とはならない。また夫婦であることの協力扶助義務は、夫婦が相互に負う義務に過ぎず、第三者との関係で義務を課すものではない。したがって監督義務を根拠付けるものではないとして、妻は法定の監督義務者ではないとした。ただし、最高裁は法定の監督義務者に該当しない場合であっても、ある者が、責任無能力者との関係や日常生活における接觸状況に照らし、その監督を受けたとみるべき特段の事情があるときには、監督義務者に準ずるもの(準監督義務者)として(a)の民法第714条の監督義務責任を問うとした。

そして、ある者が監督を受けた、すなわち準監督義務者に該当するかどうかの判断に当たつては、下記図表7に挙げる諸般の事情を総合考慮して、その者が認知症の人(精神障がい者)を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地から、その者に対して責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるかどうかであるとした。

【図表7】

①準監督義務者とされる人の生活状況や心身の状況
②準監督義務者と精神障がい者の親族関係の有無・濃淡
③同居の有無その他の日常的な接觸の程度
④財産管理への関与の状況など準監督義務者とされる人と精神障がい者との関わりの実情
⑤精神障がい者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、
⑥問題行動に対応して行われている監護や介護の実態

¹⁰ http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85714 参照。

本件において、Y1に対してはY1自身が要介護状態にあり、Aの介護もY2の配偶者であるBから補助を受けて行っているなど、監督が可能な状態にはないとして、Y1は準監督義務者とはいえないとした。また、Y2もAと同居はしておらず、一月に三回程度訪問するに過ぎず、監督を引き受けたとはいえないとして、Y2についても同様に否定した。

4——検討

1 | 保護者制度・後見人制度と法定の監督義務者

民法第714条は、民法第712条（未成年者）、および民法第713条（責任無能力者）により、事故を起こした者が責任を負わない場合に、法定の監督義務者が原則として損害賠償責任を負うとする。ところで、法定の監督義務者とは、そもそも一体誰を想定しているのであろうか。未成年者の場合は親権者というのは分かりやすいが、問題は成人の場合である。

現在、認知症の人の医療及び保護について定めている法律は、平成7年に改正・施行された精神保健福祉法¹¹である。精神保健福祉法では当初、精神障がい者について保護者制度を設けていた。保護者は後見人、配偶者、親権を行う者、あるいはその他親族で家庭裁判所が選任した者が、この順番でなるものとされていた。また、保護者には、精神障がい者が自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすことのないように、監督すべき義務（自傷他害防止義務）が定められていた。さらに、禁治産者（心神喪失の常況にあるとして裁判所が宣告する者）においては後見人が選任されるが、後見人は第一順位で保護者となり、かつ後見人には、民法上、療養看護義務が課されていた。

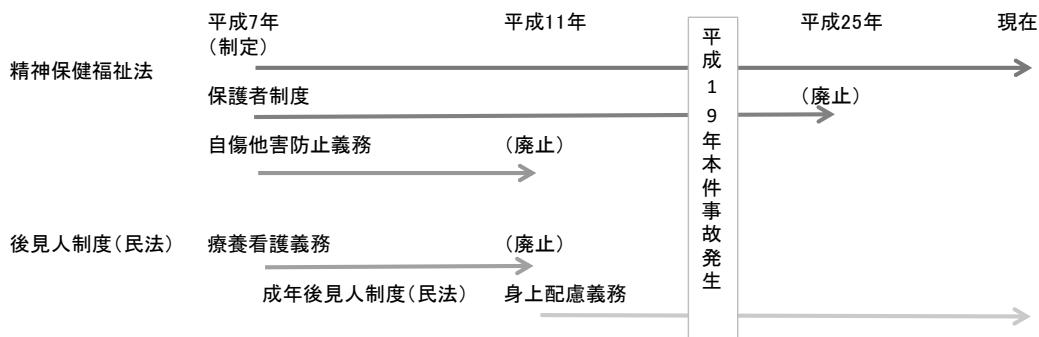
このような法制度を背景として、保護者に該当する者が民法第714条の監督義務者に該当するとの理解が一般的であった。したがって当時の禁治産制度における後見人や、後見人がいない場合に、保護者に該当する配偶者が法定の監督義務者であるとして民法第714条の責任を負うと考えられてきた。

しかし、その後、介護は社会で分担すべきものであることや、障がい者の自立や意思尊重、また特に、介護に当たる者の負担軽減などを目的として、平成11年に保護者が自傷他害防止義務を負うとの規定が削除され、さらには平成25年改正によって保護者制度そのものがなくなった¹²。また、平成11年に禁治産制度が廃止され、代わりに成年後見人制度が導入された。これに伴い後見人の療養看護義務は廃止され、成年被後見人に関する事務を行なうにあたっての身上配慮義務（民法第858条）に変わった（図表8）。

¹¹ 正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」である。

¹² 障がい者の自立や権利、差別的な取扱いの禁止、身体の自由などを定めた「障害者の権利に関する条約」は平成26年に日本における効力が発生した。https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html 参照。

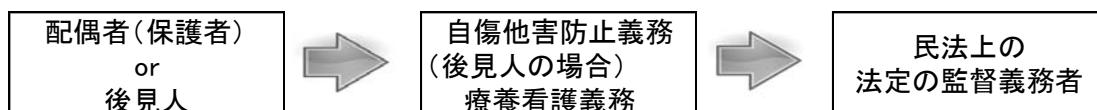
【図表8】



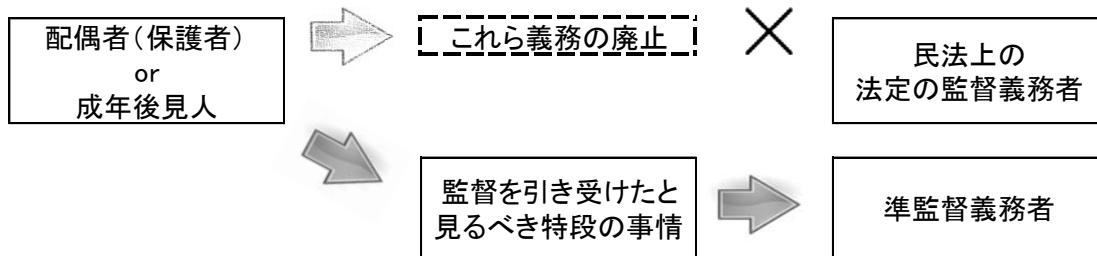
本件事故は平成19年2月に発生しており、平成11年改正によって保護者制度は存在するものの、自傷他害防止義務が廃止された後の事故である。事故当時は、保護者には障がい者に治療を受けさせ、財産上の利益を保護する義務しか課せられていなかった。また、成年後見人制度も成年後見人に、現実の介護や認知症の人の監督を行うことを求めていない。このような法改正が判決にも影響を与えている。前述の通り、高裁では配偶者が保護者であること等から監督義務者に該当するとしたが、最高裁判決ではこれらの改正を踏まえ、「保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当することはできない」としている。ただし、「責任無能力者との関係や日常生活における接触状況に照らし、現に監督を受けたとみるべき特段の事情があるとき」法定の監督義務者に準ずることになるとする（図表9）。

【図表9】

＜平成11年までの考え方＞



＜最高裁の考え方(平成19年時点)＞



2 | 法定の監督義務者・準監督義務者

最高裁の判決には二つの批判が指摘できる。ひとつは、民法第714条にいう、法定の監督義務者そのものが存在しないのではないかとの批判である。上述の通り、現在では後見人制度が廃止され、成年後見人にはその事務管理において、成年被後見人の身上を配慮する義務だけがあることとされ

た。成年後見人は介護そのものを行うものではなく、法定の監督義務者とは言いにくい。この問題が根本的な問い合わせである理由は、法定の監督義務者が存在しないのであれば、それに準ずる者も想定できないのではないかという疑問である。

二つ目の批判は、「責任無能力者との関係や日常生活における接触状況に照らし、現に監督を引き受けたとみるべき特段の事情があるとき」との判断基準を設定してしまうと、より密接に介護した者ほど責任に問われやすいという点である。

以上2つの批判に応えるものとして、最高裁大谷裁判官の補足意見がある。それによると、成年後見人には、身上看護に関する事務等につき善良な管理者の注意を持って処理する義務が規定されている（民法第869条で準用する第644条）ことから、成年後見人は法定の監督義務者として想定しうるとする。そして、本件では、成年後見人が選任されていないため、仮に成年後見が開始されていれば、選任されてしかるべき立場にあるY2が準監督義務者に該当すると考える。ただし、大谷裁判官は、監督義務者の免責要件である「監督義務者がその義務を怠らなかつたとき」が、これまで解されてきたように立証困難な厳格なものではなく、緩やかなもの（=監督義務者の免責が認められやすいもの）となるとしている。このような構成により、当事者間の公平な損失の分担を図ろうという見解である。

同様に、監督義務の免責を広く認めようとするものとして岡部裁判官の補足意見がある。それによると、準監督義務者の認定については多数意見の見解に賛同する。しかし多数意見とは異なり、本件において、Y2について週6回のデイサービスの利用やY1による見守り、A外出時にBが付き添いすることを行わせるなど「監督を引き受けたと見るべき特段の事情」が認められ、Y2は準監督義務者と認められるとする。そして、同じくデイサービスの利用等を行ったことにより、監督義務は尽くされたとする。岡部裁判官の見解によれば、監督を引き受けたと見るべき事情そのもので監督義務を果たしたといえそうである。

3 | 私見

本項では、まず（1）最高裁判決についての評価を述べた上で、（2）そのうえでの考えられる損失の分担について述べる。

（1）最高裁判決についての評価

本件においては、過去2回の行方不明となった経験があることだけを以って、鉄道事故の責任を遺族に追及するものであり、これを否定する最高裁の結論に違和感は無い。しかし、仮に最高裁判決が、家族が通常行われている程度以上の丁寧な介護を行うと、認知症の人の加害行為の結果を家族が引き受けことになるとの趣旨のメッセージを出すものだとすれば、それは最高裁判決の意図するところではないようにも思う¹³。また、理屈としても介護への関与の程度を家族の責任の有無の判断基準とするよりは、認知症の人の日常の言動から家族が加害行為を十分に予測できたかどうかということを以って、家族が責任を負うべきかどうかの基準とするほうが合理的なようにも思う。

他方、大谷裁判官や岡部裁判官の補足意見のように本件のような通常行われるレベルの介護について、正面から（準）監督義務者を認めたうえで、免責を広く認めることとし、本件では事実関係をもとに監督を十分尽くしたと判断することには、現実的な損失分担の考え方として評価できる。

¹³ 私見であるが、むしろ普通の介護を行ってさえいれば責任を問われることはないという趣旨のように思える。

ただ、成年後見人は現実として、家族ではなく、司法書士や弁護士などの法律の専門職が就任することが多い¹⁴。これらの成年後見人が日々の介護の現場に働きかけることは期待しにくい。一般論として、成年後見人が法定の監督義務者あるいは準監督義務者になるというのはやはり言いにくいうふうに思われる。

(2) 考えられる損失の分担の考え方

そうなると損失の分担をどう考えるべきかであるが、私見としては(b)の民法第709条の問題として処理してはどうかと考える。

(a)の民法第714条の監督義務は親が子に対するような包括的抽象的な監督義務を指すこととされている。しかし、成人については、保護者制度が無くなり、成年後見人の権限も法的な事務処理に限定された経緯に照らせば、現在では、包括的抽象的な監督義務は想定できないと思われる。「障害者の権利に関する条約」で定められている障がい者の身体の自由の確保の観点からも、(準)監督義務者から認知症の人への行動制限を求める事となる、包括的抽象的な監督責任を想定するのには慎重であるべきと思われる¹⁵。

そこで、(b)の個別的具体的な回避義務を想定する、民法第709条のもとで判断することが考えられる¹⁶。すなわち、個別具体的な危害発生が予見でき、回避することも可能であるのに、回避措置を行わなかったときに限って介護を担う家族に責任が認められると考える。

たとえば認知症の人が家の自転車に乗って人をはねたとする。この場合、仮に過去に家の自転車を乗り回して転倒するなど危なかったケースがあったとすれば、家族は自転車の事故を具体的に予見することができる。そうすると、自転車に乗ることができないように、鍵をかけるか、捨ててしまうような義務が生じると考える。そのような措置をしないまま自転車事故が発生した場合、家族が結果回避のための行動を行わなかったことと、自転車事故の結果には相当因果関係があり、家族は民法第709条の回避義務責任を負担すると考える。このように考えるとすれば、本件では、Aは駅のほうに行ったことすらもないということから、家族にとって鉄道事故が具体的に予見できたとは言いがたく、家族は(b)の民法第709条の回避義務責任を負わない解する。

なお、前述図表7にあるように、最高裁は準監督義務者となる要件として、⑤精神障がい者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、⑥問題行動に対応して行われている監護や介護の実態を挙げている。この点は、準監督義務者に該当するかどうかの判断過程において、民法第709条の回避義務責任における個別具体的な予見可能性を問題としているようにも見え、この点に関しての検討がさらに必要になろう。

5——おわりに

最高裁の判決では、家族等が準監督義務者に該当するかどうかの判断基準を示したこと、今後の裁判では原則としてこの基準により損害の分担を決めていくことになると思われる。今後の課題としては、具体的にどのような状況において「監督を受けたと見られる特別の事情」が認められるか、ということになる。ただ、本件でも世間一般で普通（あるいはより丁寧な事例）と見られ

¹⁴ http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20190313koukengaikyou-h30.pdf 参照。

¹⁵ 最高裁判決の木内裁判官補足意見を参照。

¹⁶ 同旨、前掲注7) 吉村 p 210 参照。

る介護体制であたっていたことから、介護に当たる人が準監督義務者に該当するとされるケースは少ないのでないかと思われる。

また、家族等が準監督義務者に該当するとされた場合に、大谷裁判官や岡部裁判官の補足意見のように、家族等の免責のハードルを低くするのかどうなのか、ということも引き続き論点として残っていると考えられる。

ところで、最高裁の立場、あるいは本稿の立場でも、一定の場合においては、認知症の人の行動により発生した損害について、認知症の人の家族ではなく、被害を受けた側に負担させるというものである。なお、この点に関し自動車事故においては、被害者救済の観点から、自賠責保険や、自動車保険の対人・対物賠償については、認知症の人が運転していた場合でも保険金が給付される実務となっている¹⁷。

自動車保険のように保険加入が一般化していないようなケース、たとえば自転車にはねられ、怪我を受けた場合には、相手が認知症の人かそうでないかで損害を負担する者が異なる。

この状況を放置しておくと、今度は被害を受けた側の救済の問題が浮上してくることとなる。そうするとやはり賠償保険による利害調整が必要になるのではないかと思う。自治体では認知症の方を対象とした損害保険を準備しているところが出てきている¹⁸。歓迎すべき動きであるが、実施に当たって慎重にならなければいけないのは、認知症の人は危険であるといった誤ったメッセージを送るものであってはならないということである。

子育てを社会で分担するのと同様に、高齢者を社会でサポートする仕組みを如何に構築していくか、という視点が重要といえよう。

¹⁷ たとえば 2018 年 8 月 29 日付損害保険ジャパン日本興和株式会社ニュースリリース

https://www.sjnk.co.jp/~media/SJNK/files/news/2018/20180829_1.pdf 参照。損害保険会社は配偶者等を監督義務者と見たうえで保険金を支払っているようであるが、本リリースでは一部例外ケースで認知症の監督義務者が補償対象となる可能性があつたため、認知症の監督義務者が補償対象であることを規定上明確化したことである。なお、自動車保険に付帯する人身傷害保険や車両保険は会社によって取扱が異なるようである。

¹⁸ この点についての詳細は、三原岳「認知症施策の「神戸モデル」は成功するか」ニッセイ基礎研究所 保険年金フォーカス https://www.nli-research.co.jp/files/topics/62821_ext_18_0.pdf?site=nli 参照。また、個人で加入する個人賠償保険については、被保険者が監督義務者とされ、損害賠償義務を負った場合にも保険金が出るように約款を改定した会社がある。